



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 訓令

*9 和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 1

訓 令

和歌山県訓令第9号

庁中一般
各 かい

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令

和歌山県会計事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「会計課審査第1班長」を「会計課総務班長、審査第1班長」に改め、同条第2項第2号中「並びに証紙の交付及び受理」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

会計課の総務班長は、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 証紙の交付及び受理
- (2) 過貼付等整理台帳報告の受理

第8条第4項中「審査第1班長」を「総務班長、審査第1班長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。